

社援発 0329 第 10 号  
令和 4 年 3 月 29 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

## 令和 4 年度予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について

標記の国庫補助金に係る協議については、以下の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）における施設整備計画協議書等を各地方厚生（支）局宛提出されたい。（提出日は別途地方厚生（支）局より指示。）

### 1 令和 4 年度当初予算等に係る社会福祉施設等施設整備費について

障害者の地域移行を支援するためのグループホームの創設など、障害福祉政策等の推進のために令和 4 年度予算に 48.1 億円を計上している。

また、令和 4 年度予算は、いわゆる「16 ヶ月予算」の考え方により、令和 3 年度補正予算と一体的に編成し、切れ目のない予算措置を行うものとされていることから、令和 3 年度補正予算に計上した「防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策」の執行残額と一体的に執行することとする。

### 2 補助単価について

令和 4 年度の社会福祉施設等施設整備費の間接補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向等を踏まえ、前年度比 1.4% 増の改定を行うこととしているので、協議額については、令和 4 年度の新単価（案）で協議いただけるよう、留意されたい。詳細は、別添のとおり。

なお、補助対象については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援 1005003 号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び本事務連絡の内容を確認いただきたい。

### 3 整備方針について

#### (1) 整備対象について

近年、都道府県市からの協議額が予算額を上回っていることから、各都道府県市においては、以下の「優先順位を付す際の指標」を参考にし、真に必要な施設について優先順位を付した上で協議されたい。

また、本協議における整備対象について、当該都道府県並びに市町村の第6期障害福祉計画又は第2期障害児福祉計画(以下「第6期障害福祉計画等」という。)に位置づけられているか及び「(2)留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただくとともに、第6期障害福祉計画等に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

#### ＜優先順位を付す際の指標＞

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの
- カ 國土強靭化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウィルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助（以下「グループホーム」という。）や就労支援事業所等の整備を図るもの
- ケ 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日）1の（10）に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
- コ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- サ アスベストの除去等の整備を図るもの
- シ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの

- ス 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成 19 年 12 月 26 日医政総発第 1226001 号、雇児母発第 1226001 号、障障発第 1226001 号、保医発第 1226001 号）を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- セ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- ソ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- タ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点整備」という。）を図るもの
- チ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ツ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
- テ 障害児入所施設に入所する 18 歳以上の者（過齢児）が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの

## （2）留意すべき事項について

障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、地域生活移行を推進する観点から、基本指針において令和 5 年度末時点において、令和元年度末時点の施設入所者数の 1.6 パーセント以上を削減することを基本としている。

このため、定員数の増を伴う整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限るものとし、かつ、当該市町村の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

やむを得ず、地域の実情により、これにより難い場合は、施設整備の必要性はもとより、当該市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画及び都道府県の入所定員に係る計画などを提示することを条件とする。

また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第 6 期障害福祉計画等に位置付けられていることを条件とする。

この他、次の事項に留意されたい。

- ア 単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象とすること
- イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービス等の需要見込み（人口、障害者数等を勘案）及びサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること
- ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること
- エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること
- オ 建設用地の確保が確実であると認められること
- カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること
- キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること
- ク 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること
- ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること

また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出にあたっては、以下のとおりとする。

○地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定）

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価（+短期入所整備加算）
- ・ 1つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2（+短期入所整備加算）

○日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価+短期入所整備加算
- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2 +短期入所整備加算

- コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること（ただ

し、8「水害対策強化整備について」に基づき、エレベーター設置工事を行う場合はこの限りではない。)

- サ 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと
- シ 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること
- ス 創設の場合は、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害児・者の安全面に配慮すること
- セ 國土強靭化地域計画に位置づけられている整備を行うものについては、当該計画の該当部分を添付すること。なお、申請時に計画が未策定であって、補助の決定時までには策定される見込みである場合は、策定予定期限を明示すること。

#### 4 都道府県市における協議対象施設の選定手続について

施設整備費において、高率の補助や政策融資など公費で賄われる仕組みを悪用した事件が発生したことを契機に、施設整備に係る審査及び法人認可に係る審査をより厳格に行なうことが不可欠となっている。

ついては、3の整備方針を踏まえ、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等に基づき、次により協議対象施設を選定されたい。

##### （1）設置主体の適格性の審査

- ア 設置主体である社会福祉法人等の適格性の審査に当たっては、法人認可担当等の、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により審査を行うこと
- イ 社会福祉法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと
- ウ 特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと
- エ 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものも含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人を設立する場合と同様、厳格な審査を行うこと
- オ 法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること
- カ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じ

て、その適格性について十分に審査されたいこと

(2) 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）、社会福祉充実計画

- ア　社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）がある場合には、法人の経営判断を十分に尊重した上で、法人が策定している社会福祉充実計画について、どのような既存事業の充実又は新規事業に活用する計画にあるかを確認すること
- イ　社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、各種財務書類にて確認されたいこと

(3) 並行審査

- ア　社会福祉法人の設立に伴う国庫補助協議について、独立行政法人福祉医療機構の融資を受ける場合は、各都道府県市が行う法人審査及び同機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしていること
- イ　このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は同機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、当該法人から申請のあった施設整備には、内示を行わないこととしているので十分留意されたいこと
- ウ　なお、同機構への融資申請が国庫補助協議よりも著しく遅延することのないよう、法人に対して指導されたいこと
- エ　ア～ウについては、法人が同機構からの融資を受けようとする場合における留意点であり、社会福祉法人の設立に当たって民間金融機関からの融資を妨げるものではないこと

(4) 対象施設の決定及び公表

- ア　国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること
- イ　国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること
- ウ　公表は、設置主体（社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は「設立準備委員会」とし、役員就任予定者も公表すること。

## 5 耐震化整備について

(1) 以下の整備内容を対象とする。

- ・ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建築された建物についての改築、民老、大規模修繕等
- ・ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建築された建物（賃貸を含む。）から、新耐震基準を満たす別の建物への移転等（創設、大規模修繕）

(2) 過去に補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について耐震化整備を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日社援発第 0417001 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、手続きに遗漏ないようご留意願いたい。

## 6 非常用自家発電設備の整備について

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日）①の（2）、（8）③に基づき整備（既存設備の増設・改造を含む。）を行うものを対象とすることとし、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または、事業完了の日までに福祉避難所の指定を受ける見込みのものを優先的に採択する。

また、非常用自家発電設備の整備については、防災基本計画（令和 3 年 5 月 中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされているので、ご留意いただきたい。

なお、当該設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、安全面にご留意いただきたい。

※（参考 URL）防災基本計画（令和 3 年 5 月中央防災会議）

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon\\_basicplan.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf)

## 7 ブロック塀等の改修整備について

「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」（平成 28 年 11 月 18 日社援発 1118 第 3 号）に基づき安全性に問題があるブロック塀等の改修整備を行うものを対象とする。

## 8 水害対策強化整備について

障害者支援施設等における水害対策を推進するため、水害対策のための施設整備事業を行うこととしており、その事業内容については以下のとおりとする。

### (1) 対象事業

障害者支援施設等において行われる水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難を行うために必要な整備（例）

- ・ エレベーター未設置施設へのエレベーター設置工事
- ・ 車椅子での迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
- ・ 施設の安全な場所に避難するために、利用者や職員が避難できるような十分なスペース確保のための改修工事
- ・ 非常用自家発電設備等の電気設備を水害から守るために、施設の屋上等に移設するための工事
- ・ 施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事
- ・ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための移転改築整備を図るもの

### (2) 対象施設（対象区域内に所在する以下の施設）

- |           |              |             |
|-----------|--------------|-------------|
| ・ 障害者支援施設 | ・ 障害児入所施設    | ・ 共同生活援助事業所 |
| ・ 短期入所事業所 | ・ 宿泊型自立訓練事業所 | ・ 救護施設      |
| ・ 更生施設    | ・ 宿所提供的施設    |             |

### ※ 対象区域

- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条により、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第9条により都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に所在する施設
- ・ 水防法第14条により、都道府県知事が、洪水浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・ 水防法第14条の2により、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・ 水防法第14条の3により、都道府県知事が、高潮浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律第53条により、都道府県知事が指定した津波災害警戒区域又は同法第72条により都道府県知事が指定した津波災害特別警戒区域内に所在する施設
- ・ 地すべり等防止法第3条により、主務大臣が指定した地すべり区域又は地すべり防止区域内に所在する施設
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により、都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内に所在する施設
- ・ その他、水害における被害の発生の危険性が認められ、各自治体の地域防災計画等により指定されている施設

### (3) 留意事項

申請施設の選定にあたっては、建物の立地や構造等に留意すること。

(例) 浸水想定区域については、最大浸水深に応じて優先する 等

## 9 感染防止対策整備について

### (1) 対象事業

新型コロナイルス感染症の感染拡大を防止するための以下の整備

ア 新型コロナウイルスの感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業

イ 簡易陰圧装置や換気設備の設置工事

ウ 特に一棟に多くの入所者が生活している施設であって、新型コロナウイルスの集団感染を防止するために、施設の小舎化を図る整備

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族と利用者の面会を安全に実施するための整備・改修

(エの例)

- ・ 家族と利用者が接することのないようにするため、面会室への出入り口を複数設ける整備
- ・ 対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための整備
- ・ 「密」を避けるための家族面会室の複数設置や拡張（床面積の拡大）
- ・ 家族面会室の入り口に消毒等を行う玄関室等の設置
- ・ 家族面会室がない場合の新規整備

### (2) 対象施設

- |          |             |            |
|----------|-------------|------------|
| ・障害者支援施設 | ・障害児入所施設    | ・共同生活援助事業所 |
| ・短期入所事業所 | ・宿泊型自立訓練事業所 | ・救護施設      |
| ・更生施設    | ・宿所提供的施設    | ・無料低額宿泊所   |

### (3) 留意事項

ア 感染防止対策を実施するための9(1)アからエの整備については、各整備の性質を鑑み、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成17年10月5日厚生労働省発社援1005003号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」3に掲げる整備区分に基づいて協議を行うこと。

なお、整備区分を「大規模修繕等」として協議を行う場合、「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発0625第3号社会・援護局長通知）に基づき、総事業費が、入所施設にあっては100万円以上、共同生活援助事業所・短期入所事業所・無料低額宿泊所にあっては30万以上のものを補助対象とするので留意すること。

イ 社会福祉施設等施設整備費補助金においては、内示前に着工した事業は補助対象外であるが、「令和2年度社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫補助協議に係る留意点について」（令和2年12月21日付け事務連絡）の2の(3)に記載している通り、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、緊急的に着手せざるを得なかった9(1)アの事業に限り、引き続き

- 内示日に関わらず補助対象とする。  
ウ 本事業は、令和4年度予算から執行を行う。

## 10 財産処分について

国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫補助金の対象事業となる場合は、「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」（平成21年10月6日社援保第1006第1号、障障発第1006第1号）に基づき、同通知別紙1の財産処分（取壊し）協議書を添付すること。

## 11 行政手続の簡素化について

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において示された行政手続き簡素化の方針を受け、本協議については、原則としてメール送付等による電子媒体（DVD等の電子記録媒体の郵送での代替を含む。）での協議とし、内示後の申請手続きにおける必要書類のうち本協議と同一の書類については、添付を省略できるのでご留意いただきたい。

（参考URL）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/index.html>